

## 忠岡町産業廃棄物処理補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、忠岡町コミュニティ・センター条例（昭和58年忠岡町条例第13号）第1条に規定するコミュニティ・センター及び忠岡町地区集会所管理条例（昭和54年忠岡町条例第21号）第1条に規定する地区集会所（以下これらを「指定管理施設」という。）から排出される産業廃棄物（以下「産廃」という。）について、収集運搬及び処分（以下「処理」という。）に要した費用の一部を当該施設の指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に対し、忠岡町（以下「町」という。）が補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理施設を管理する指定管理者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、指定管理施設内で日常的に使用されている机、椅子その他の産廃の処理に要した経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち50,000円を上限とし、毎年度予算の範囲内において補助する。

(期間)

第5条 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする指定管理者は、次に掲げる書類を添えて、産業廃棄物処理補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 産廃の処理に要する費用の見積書又はその写し
- (2) 処理しようとする産廃の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 交付の申請は、前条に規定する補助対象期間内に1回限りとする。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条の申請に係る経費が適正であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、補助金交付指令書（様式第2号）により指定管理者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条第1項の規定による通知を受けた指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは減額し、又はすでに補助金が交付されているときはその全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したと認められるとき。
- (3) 補助の対象となる事業の内容が不正と認められるとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定

める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。